

# アメリカの原子力安全規制機関 —原子力規制委員会（NRC）—

廣瀬 淳子

## 【目次】

はじめに

### I アメリカにおける原子力安全規制機関に関する法制

- 1 設立経緯
- 2 規制の根拠法

### II NRCの活動と組織

- 1 NRCの目的と主要な規制機能
- 2 NRCの組織
- 3 NRCの予算

### III NRCと連邦議会

おわりに

翻訳 原子力規制委員会に関する法律（抄）

## はじめに

アメリカにおいて原子力の安全に関する規制は、連邦法と連邦法に基づいてエネルギー省や原子力規制委員会が定める規則等によって<sup>(注1)</sup>いる。

アメリカは原子力の利用が世界に先じた。原子力の利用の進展に従って、その安全規制に関する制度や組織も、整備が進められてきた。原子力の安全規制を行う連邦政府の独立機関である原子力規制委員会は、我が国の原子力安全規制機関の在り方の改革を考える際のひとつのモデルともなっている<sup>(注2)</sup>。本稿では、その制度や組織を概観する。

## I アメリカにおける原子力安全規制機関に関する法制

### 1 設立経緯

アメリカにおける原子力安全規制機関は、原子力規制委員会（Nuclear Regulatory Commission: NRC）である。NRCは、1974年エネルギー機構再組織法（Energy Reorganization Act of 1974, P.L.93-438）によって、原子力委員会（Atomic Energy Commission: AEC）を改組して設置された、連邦政府の独立機関である。

AECは、1946年原子力法（Atomic Energy Act of 1946、1954年に改正、P.L.83-703）により設置された。原子力の利用の促進とその安全規制の両方を責務とする機関であった。AECによる安全規制は原子力産業の発展を阻害しないことが重視されたため、その安全面や環境保護面の規制機能の不十分さが問題となっていた。

このため、原子力の利用の促進と安全規制は、別個の機関が担い、それぞれの機能は分離されるべきであるとの議論が高まり、設置されたのがNRCである。また、第一次石油危機を背景として、原子力発電所の設置許可をより迅速に遂行するために専門の機関を設置することが求められていた。

1974年エネルギー機構再組織法により、AECは廃止され、民生用原子力の安全規制は、NRCが担うこととなった。NRCは1975年1月から業務を開始した。AECの機能のう

(1) 連邦政府と各州の規制権限の関係については、卯辰昇「米国原子力開発の停滞と再生可能性に関する法的考察 — TMI 事故を契機とした米国原子力法の展開を中心として—」『早稲田法学会誌』49号, 1999, pp.109-163. 参照。

(2) 城山英明「原子力安全委員会の現状と課題」『ジュリスト』1399号, 2010.4.15, p.50.

ち、原子力の利用の推進等は、エネルギー研究開発局 (Energy Research and Development Administration: ERDA、1977年にエネルギー省の一部となる) が担うことになった。

## 2 規制の根拠法

現在の NRC の組織や活動の根拠となっているのは、アメリカにおける核物質利用の基本法である 1954 年原子力法と、NRC の任務と組織等を規定している 1974 年エネルギー機構再組織法である。

この他、NRC の放射性廃棄物の規制等の業務に関しては、1978 年ウラン製錬尾鉱放射線管理法 (Uranium Mill Tailing Radiation Control Act of 1978, P.L.95-604)、1982 年放射性廃棄物政策法 (P.L.97-425)、1985 年低レベル放射性廃棄物政策改正法 (P.L.99-240) で規定されている。

核不拡散については、1978 年核不拡散法 (P.L.95-242) で、また規則制定手続きについては、行政手続法及び環境政策法で定められた手続きに従って行われる。

NRC の原子力発電所の新規許可は、建設許可と運転許可の二段階で行われていたが、1992 年エネルギー政策法は、この区別をなくし一括許可が可能となった。

## II NRC の活動と組織

### 1 NRC の目的と主要な規制機能

NRC の活動の目的は、放射線による被害から公衆の健康と安全及び、環境を守ることである。

主要な規制の対象は、民生用の原子炉 (商用原子炉と研究用原子炉等)、核燃料サイクル施

設、核物質 (原子炉で利用される核物質、研究用・医療用・工業用核物質等)、放射性廃棄物等である。これらに対して、安全基準や規則の制定、許認可、基準等が遵守されているかの監視や検査を行うことにより、上記の目的を達成する。

主要な業務には次のようなものがある。<sup>(注3)</sup>

- ・原子炉の新設の際の、設計、立地、建設、運転の許認可、ウラン濃縮施設等のその他の原子力施設に対する同様の許認可
- ・既存の原子炉の安全性に関する検査、既存の原子炉の運転許可の更新
- ・各種使用目的の核物質の保有、利用、処理、輸出入の許可や監視
- ・NRC の管轄下にある低レベル放射性廃棄物処理施設の建設や運営の許可、高レベル放射性廃棄物貯蔵施設の建設や運営の許可
- ・低レベル放射性廃棄物及び高レベル放射性廃棄物の管理
- ・安全性等に関する規則や基準の制定と施行
- ・業務に関連する調査・研究等

核物質に関する規制権限の一部は、NRC と各州政府との協定により、34 州の州政府に移管されている。

NRC は規制を行うに際しての原則として、独立性、公開性、効率性、明確性、信頼性を重視している。<sup>(注4)</sup> NRC の制定する規則は、連邦行政規則集第 10 編 (10 CFR) に掲載されている。

### 2 NRC の組織

NRC は、連邦議会上院の助言と承認のもとに大統領が任命する 5 名の委員から構成される。任期は 5 年間である。このうち 1 名が大統領によって委員長に任命される。5 名の委員

(3) NRC, 2009-2010 Information Digest, 2009.8, pp.3-4.

<<http://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/nuregs/staff/sr1350/v21/sr1350v21.pdf>> インターネット情報はすべて 2010 年 5 月 6 日現在である。

(4) NRC, "Principles of Good Regulation." <<http://www.nrc.gov/about-nrc/values.html>>

のうち同じ政党の委員は3名以内としなくてはならない。<sup>(注5)</sup>現在の委員長は、グレゴリー・ヤッコ（Gregory B. Jaczko）である。委員は在任中、職務上の無能、怠慢、違法行為がない限り解任されない。他の職業等との兼職は禁止されている。<sup>(注6)</sup>

この委員会のもとに、管理部門と運営部門、諮問委員会等が置かれている。

運営部門には、運営総局長のもとに、NRCの主要な規制機能を担う6つの局が置かれている。各局の任務は次のとおりである。<sup>(注7)</sup>

(1) 原子炉規制局 (Office of Nuclear Reactor Regulation)

商用原子炉の許可、規則の制定、検査や監視、研究用原子炉や実験炉の認可や検査を担当する。

(2) 新原子炉局 (Office of New Reactors)

新規に建設される商用原子炉に対して、原子炉設計確認の審査、立地許可、建設許可、運転許可を与える業務を担当する。

(3) 核物質安全保障措置局 (Office of Nuclear Material Safety and Safeguards)

核燃料の製造から使用済燃料の廃棄までの、核燃料サイクル施設の許可や監視を担当する。また、1982年放射性廃棄物政策法に基づき、高レベル放射性廃棄物に関する規制業務も担当する。

(4) 連邦州核物質環境管理政策局

(Office of Federal and State Materials and Environmental Management Program)

商業用、研究用、医療用の核物質、回収ウラン、低レベル放射性廃棄物、原子力施設運転廃止措置等に関する許可と検査を担当する。

(5) 原子力規制研究局 (Office of Nuclear

Regulatory Research)

原子力規制に関する研究の企画、勧告、実施や核施設の安全性に関する問題の解決、他機関との研究の調整等を担当する。

(6) 原子力安全事故対応局 (Office of Nuclear Security and Incident Response)

原子力施設の安全性に関する全般的な政策策定や、事故への対応を担当する。また、連邦政府の国土安全保障省やエネルギー省など関連する機関との連絡を行う。

運営部門にはこのほか、執行局 (Office of Enforcement)、調査局 (Office of Investigation) 等が置かれており、全米に立地する原子炉の検査や執行等を所管する4つの地方支局（フィラデルフィア、アトランタ、シカゴ、アーリントン）も置かれている。

NRCの諮問機関として、原子炉安全諮問委員会 (Advisory Committee on Reactor Safeguards)、放射性廃棄物諮問委員会 (Advisory Committee on Nuclear Waste)、医療用放射線諮問委員会 (Advisory Committee on the Medical Uses of Isotopes)、原子力安全許可会議 (Atomic Safety and Licensing Board Panel) が設置されている。

職員数は3,848名（2009年度）で、約76%の職員が原子炉の安全性、約23%の職員が核物質と放射性廃棄物の安全性を担当している。<sup>(注8)</sup>

### 3 NRCの予算

NRCの年間予算は、2010年度で10億6690万ドルとなっている。このうち原子炉の安全性に関する予算が8億680万ドル（75.6%）、核物質と廃棄物の安全性に関する予算が2億4920万ドル（23.5%）である。予算のうち9

(5) 42 U.S.C. 5841 (a)

(6) 42 U.S.C. 5841 (e)

(7) *op. cit.* (3), pp.5-11.

(8) *op. cit.* (3), p.13.

億 1220 万ドルは電力会社等許可取得者や許可申請者が支払う手数料 (fee) 収入で、残りの 1 億 5470 万ドルが連邦政府からの歳出予算で<sup>(注9)</sup>ある。

1990 年オムニバス予算調整法で、NRC の予算の約 90% は手数料収入で賄われなくてはならないことが定められ、2005 年エネルギー政策法で、恒久的に規定された。

### Ⅲ NRC と連邦議会

NRC は規制機関として、その独立性が保障されるよう様々な制度が設けられている。他方、NRC も完全に独立に活動しているわけではなく、連邦議会が、組織や予算等の面からその活動を監視している。連邦議会において NRC に関する法案と行政監視を所管するのは、上院の環境・公共事業委員会と下院のエネルギー・商務委員会である。

1974 年エネルギー機構再組織法は、NRC の委員の任命に連邦議会上院の助言と承認が必要であることと、NRC の活動に関して年次報告書の連邦議会への提出を定めている<sup>(注10)</sup>。

また、NRC の歳出予算も連邦議会によって決定される。NRC の予算を所管している両院の歳出委員会エネルギー水資源小委員会は、NRC に対して、半年ごとにその許可と規制業務に関する報告書を提出するよう指示している。この報告書には、既存の原子炉の許可更新

の審査状況等を記載しなくてはならない。

NRC の原子力発電所の安全監視業務について、会計検査院 (GAO) は連邦議会からの依頼を受けて 2006 年に評価報告書を刊行して<sup>(注11)</sup>いる。この中で、NRC の業務について一定の評価をしつつも、より積極的に監視・評価を行うこと等の勧告をしている。

### おわりに

NRC は設立以来、基本的な組織や制度の変更は行われていない。1974 年エネルギー機構再組織法は制定以来数回改正されてきたが、NRC に関する規定については、内部告発職員の保護に関する規定の追加が主要な改正で、これ以外は小幅な改正である。本稿及び翻訳では、法令遵守及び内部告発者保護の問題は取り上げ<sup>(注12)</sup>なかった。

### 参考文献

- ・鈴木達治郎ほか「安全規制における「独立性」と社会的信頼—米国原子力規制委員会を素材として」『社会技術研究論文集』第 4 巻, 2006.12, pp.161-168.  
<[http://shakai-gijutsu.org/vol4/4\\_161.pdf](http://shakai-gijutsu.org/vol4/4_161.pdf)>
- ・Holt, Mark. “Nuclear Energy Policy,” *CRS Report for Congress*, December 10, 2009.  
<<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RL33558.pdf>>

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報課)

(9) NRC, “FY 2011 Budget Press Briefing,” February 1, 2010.

<<http://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/nuregs/staff/sr1100/v26/fy2011-press-briefing.pdf>>

(10) 42 U.S.C. 5877 (c)

(11) Government Accountability Office, *Nuclear Regulatory Commission: Oversight of Nuclear Power Plant Safety Has Improved, but Refinements Are Needed*, September 2006.

<<http://www.gao.gov/new.items/d061029.pdf>>

(12) 内部告発職員の保護について詳細は、田邊朋行「規制システムと企業コンプライアンス活動との協働—米国原子力事業の例と我が国への示唆—」『ジュリスト』1307号, 2006.3.1, pp.50-75 参照。

原子力規制委員会に関する法律 (抄)  
Energy Reorganization Act of 1974, as Amended<sup>(注1)</sup>

廣瀬 淳子訳

合衆国法典第 42 編

第 5801 条 連邦議会による政策と目的の表明

(a) エネルギー源の開発と利用

一般の福祉、国防及び国家安全保障のためには、今日及び将来の世代の国民の需要に応えるために、合衆国の経済の生産性を向上させ、世界通商の中でその地位を高め、合衆国のエネルギーを自給できるようにし、環境の質を再生し保護し高めるという目標を推し進め、公衆の健康と安全を保証するために、すべてのエネルギー源を開発し、その利用の効率性と信頼性を増進する効果的な行為が必要であることを、連邦議会はここに宣言する。

(b) エネルギー研究開発局設置の必要性

(略)

(c) 原子力委員会の認可及び規制機能の分離

現在の原子力委員会が遂行している許可及び規制業務は、同委員会の遂行する他の業務とは分離されること及びその分離が、本法に従ってそれぞれの業務の遂行に必要な技術その他の資源の適正を保証しつつ整然と遂行されることが、公衆の利益にかなうことを、連邦議会は認定する。

(d)、(e) (略)

第 5841 条 設立及び移行

(a) 構成

(1) 原子力規制委員会 (以下「委員会」という。) という名称の、独立した規制委員会

を設置する。委員会は、5名の委員をもって構成し、各委員は合衆国市民でなければならない。

大統領は、委員のうち1名を委員長に指名しなければならない。委員長は、大統領が望む期間、その職を務める。委員長は、適宜、委員のうち他の1名を、委員長が不在の期間、その職を代行する委員長代理に指名することができる。

委員長 (委員長が不在の場合は委員長代理) は、委員会のすべての会議を主宰し、委員会の職務遂行の定足数は委員の3名以上とする。各委員は、委員長も含めて、委員会のすべての決定及び活動について、同等の責任と権限を有し、その職責を遂行するために、すべての情報を入手ことができ、1票を投じる権利を有する。委員会の活動は、出席する委員の過半数の投票によって決定される。

委員長 (委員長が不在の場合は委員長代理) は、連邦議会、政府の機関、個人又は公衆に対して、委員会の公式なスポークスマンであり、委員会の政策と決定が誠実に遂行されることを監督し、適当な時期又は委員会が指定した時に、委員会に報告しなければならない。委員会は、裁判所の認め

(2) 委員長は、委員会の最高責任者として、委員会のすべての執行及び管理上の職務を遂行しなければならない。この職務は、次

(1) 本稿で翻訳した法律の原文は、Energy Reorganization Act of 1974 as Amended, *Nuclear Regulatory Legislation*, Office of the General Counsel U.S. Nuclear Regulatory Commission, May 9, 2009.  
<<http://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/nuregs/staff/sr0980/v1/sr0980v1.pdf#pagemode=bookmarks&page=226>> なお、法律の条文番号は合衆国法典 (U.S.C.) の番号に統一し、必要に応じて補記した。

のものを含む。

- (a) 委員会に雇用される職員の任命と監督（この法律で別段の定めがない限り、委員長以外の委員に直属する局の正規の常勤職員を除く）
- (b) 委員長によって任命され、監督される職員及び委員会の運営部門の仕事の配分
- (c) 予算の使用及び支出
- (3) 本条の規定に基づきいかなる職務を遂行する場合にも、委員長は、委員会の全般的な政策、及び法律によって委員会が権限を有する規制上の裁定、認定、並びに決定に従わなければならない。
- (4) 委員会のもとに置かれる主要な管理部門の長を委員長が任命した場合は、委員会の承認を受けなくてはならない。
- (5) (略)
- (b) **委員の任命**
  - (1) 委員会の委員は、連邦議会上院の助言と承認を得て、大統領が任命する。
  - (2) 本項に基づく委員の任命にあたっては、3名を超える委員が同一の政党に属してはならない。

(c) **任期**

各委員の任期は5年間とし、任期は7月1日に開始するものとする。ただし、委員会の委員として最初に任命される5名の委員の任期は、任命の際大統領の指定に従って、1名は1年間、1名は2年間、1名は3年間、1名は4年間、1名は5年間とする。

委員が任期の終了前に欠員となり、前任者の残任期間を任期とする委員の場合は、この限りでない。

委員会に最初に任命される委員の任期の満了日を定めるために、各委員の任期は1975年7月1日に開始するものとする。

(d) **上院への任命者の提出**

(略)

(e) **委員の解任、兼職の禁止**

委員は、職務上の無能、怠慢又は不正行為がある場合、大統領によって罷免される。委員は、委員会の委員として務める外は、他の職業、任務に従事したり、又は雇用されてはならない。

(f) **原子力委員会からの認可及び規制機能の移行**

本法第104条(c)項の規定(42 U.S.C. 5814(c))に従ってエネルギー研究開発局長への移管からは除外される、原子力委員会のすべての許可及び関連の規制業務、委員長と委員、法律顧問その他の職員及び部局は、委員会に移管される。

(g) **追加的移行**

委員会に移管される、その他の業務及び職員に加えて、次の事項が委員会に移管される。

- (1) 原子力安全許可会議及び原子力安全許可控訴会議の業務
- (2) 改正された1954年原子力法及び本法の規定に基づいた許可及びその他の規制に関する適法性の評価のために、研究について、行政管理予算局長が第205条(42 U.S.C. 5845)に基づき責務の遂行に必要と決定する職員

**第5842条 ERDAの特定の施設に関する許可及び関連する規制業務**

1954年原子力法改正法第110a条(42 U.S.C. 2140(a))及びその他に規定されている除外にかかわらず、委員会は、1954年原子力法改正法第110b条(42 U.S.C. 2140(b))、その他の法律に特別の定めがある場合を除き、次のエネルギー研究開発局(Energy Research and Development Administration: ERDA)の施設について、1954年原子力法改正法第6章、第7章、第8章及び第10章に従って、許可及び関連する規制権限を有する。

- (1) 商用発電施設の一部として運転された場合、又は商用化への適合性の実証のために

その他の方法で運転される場合の、実証液体金属冷却高速増殖炉

- (2) 商用発電施設の一部として運転された場合、又は商用化への適合性の実証のためにその他の方法で運転される場合の、その他の実証炉。ただし、本法が施行された日に存在していたものを除く。
- (3) 法律に基づいて許可を受けた事業から発生した高レベル放射性廃棄物の引き取り及び貯蔵のために主として使用される施設
- (4) 研究開発活動のために又はその一部として使用されるのではなく、ERDA から排出される高レベル放射性廃棄物の今後の長期の貯蔵という特定の目的のために認可された、回収可能な地表保管施設及びその他の施設
- (5) 研究、開発、実証、実験、又は分析目的のために使用されるものを除き法律により許可された商用原子炉で使用されるプルトニウムと酸化ウランの混合原子炉燃料を製造するという特定の目的のために使用される、エネルギー省と契約している及び同省の予算による施設

#### 第 5843 条 原子炉規制局

##### (a) 設置、局長の任命

委員会に、原子炉規制局長の指揮のもとに原子炉規制局を置く。局長は、委員会が任命し、第 209 条（42 U.S.C. 5849）の規定により、委員会に直接報告することができる。局長は委員会の望む期間その職を務め、また委員会によって解任される。

##### (b) 局長の職務

本法の定めるところにより、原子炉規制局長は、委員会から委任された次の職務を遂行しなければならない。

- (1) 1954 年原子力法改正法で認可されたすべての施設及び材料を含めて、1954 年原

子力法改正法で認可された原子炉の建設及び運転に関する基本的な許可及び規制

- (2) 前号のすべての施設、材料並びに行為の安全並びに保障対策の評価及び次に掲げる評価業務その他の評価業務
    - (A) 重大な健康又は安全への被害を防止するために設計されたシステムの試験、検査、並びに改善勧告
    - (B) 職員及び一般公衆の放射線障害を防止するために行う、特殊核物質並びにその他の核物質の輸送方法の評価、並びに高レベル放射性廃棄物の輸送並びに貯蔵方法の評価
  - (3) 委員会の職務を遂行するために必要なものとして勧告された研究
- (c) 施設の安全な運営の責務

本法に基づく ERDA の権限内にあるすべての事業から生じるすべての施設の安全運転に関連する ERDA のいかなる業務についても、本条が制限するものと解釈してはならない。

#### 第 5844 条 核物質安全保障措置局

##### (a) 設置、局長の任命

委員会に、核物質安全保障措置局長の指揮のもとに核物質安全保障措置局を置く。局長は委員会が任命し、第 209 条（42 U.S.C. 5849）の規定により、委員会に直接報告することができる。局長は委員会の望む期間その職を務め、また委員会によって解任される。

##### (b) 局長の職務

本法の定めるところにより、核物質安全保障措置局長は、委員会から委任された次の職務を遂行しなければならない。

- (1) 1954 年原子力法改正法に基づき認可を受けるすべての施設及び材料等を対象とする基本的な許可及び規制で、核物質の加工、輸送並びに取扱に関するもの。これには、許可を受けた施設及び材料への脅威、盗難

並びに懈怠に対する保障措置の適用及び維持を含む。

(2) 1954年原子力法改正法の認可を受けたすべての施設及び材料の安全対策及び保障措置の評価で、次の評価を含むもの。ただし、次の評価に限定されない。

(A) 1954年原子力法改正法に基づいて認可を受ける特殊核物質並びにその他の核物質の組織内計量システムの監視、検査及び改善勧告

(B) 1954年原子力法改正法の許可を受けたすべての事業の結果生じる特殊核物質、高レベル放射性廃棄物、並びに原子力施設に関する脅迫、盗難及び懈怠に対処するためのERDAと協議調整して行う緊急計画の策定

(C) 局内に保障措置業務を遂行するための警備部門を設置する必要性及び可能性を評価する。この問題に関する勧告を含む報告書を、本法の施行日から1年以内に作成し、すみやかに委員会を通じて連邦議会に提出しなければならない。

(3) 委員会の職務を一層効率的に遂行するために必要な研究の勧告を行う。

#### (c) 保障の責務

本法に基づくERDAの権限内にあるすべての活動の結果生じる特殊核物質、高レベル放射性廃棄物及び原子力施設の保障措置に関するERDAのいかなる業務についても、本条が制限するものと解釈してはならない。

### 第5845条 原子力規制研究局

#### (a) 設置、局長の任命

委員会に、原子力規制研究局長の指揮のもとに原子力規制研究局を置く。局長は、委員会が任命し、第209条(42 U.S.C. 5849)の規定により、委員会に直接報告することができる。局長は、委員会の望む期間その職を務め、また委

員会によって解任される。

#### (b) 局長の職務

本法の定めるところにより、原子力規制研究局長は、委員会から委任された次の職務を遂行しなければならない。

(1) 委員会の許可及び関連する規制業務の遂行のために、委員会が必要とする研究の勧告の策定

(2) 委員会の許可及び関連する規制業務の遂行のために、委員会が必要とする研究の実施又は契約の締結

#### (c) 連邦政府の機関との協力

ERDA長官その他の連邦政府の機関の長は、次のことを行わなければならない。

(1) 委員会の職務の遂行のために、委員会が要求した研究の実施優先度の設定に関する協力

(2) 委員会の職務の遂行のために、委員会が必要と要求する研究の実施。研究は所管の施設、契約その他の取り決めによって、償還方式で委員会に対して実施する。

(3) 委員会の許可及び関連する規制業務の遂行に必要な専門的な知見を得る目的で委員会を支援するために、相互に関心のある研究開発問題について委員会と協議し、及び委員会に助言し、並びに情報及びその施設への物理的アクセスを提供する。

#### (d) 業務の安全性の責務

ERDAの権限内の活動の安全性に関するERDAのいかなる業務についても、本条第(a)項、(b)項、及び本法第201条(42 U.S.C. 5841)が制限するものと解釈してはならない。

#### (e) 情報及び研究の提供

現行法の規定に従って、連邦政府の各機関は、委員会と協力し、償還方式で、適切に委員会が情報及び研究を得られるよう、提供しなければならない。

#### (f) 改善された安全システム研究



委員会は、原子力発電所のための、新たな又は改善された安全システムを開発するためのプロジェクトに関する、長期的な計画を策定しなければならない。

#### 第 5846 条 安全規制の遵守

(略)

#### 第 5847 条 原子力センター立地調査

- (a)(1) 委員会は、権限に基づき、指示に基づき、又はその意思により、既存の若しくは将来の電力依存地域又はその他の適当地域に関して考慮することを含めて、原子力センターの立地の可能性についての、全国的な調査を実施する。この調査は、その他関係する連邦、州及び地方の機関によって行われ、電力会社、市民団体等も含めた関係者の意見を招請し、考慮しなければならない。
- (2) 本条において、「原子力センター立地」とは、陸地に限らず、発電所その他の施設を含む核燃料サイクル全体の運営又はその他の業務を支えるに足りる十分な広さを有する立地で、該当する場合には、核燃料再処理施設、核燃料製造施設、一時的放射性廃棄物保管施設及びウラン濃縮施設を含めたあらゆる立地をいう。
- (3) 調査には、次の事項を含めなければならない。
- (a) 土地、大気、水資源も含め、原子力センター立地に関して利用可能な天然資源の地域における評価、各原子力センターの立地によって供給可能な将来の電力需要の推定、各原子力センター立地の経済的影響の評価、そのほかこれらに限定しないが、人口分布、電力利用中心地域その他の燃料サイクルの構成要素への近接性、送電線用地及びその他のエネルギー資源の利用可能性を含めた、関連する要

素の検討

- (b) 原子力センターの建設及び運転がもたらす可能性のある環境に対する影響の評価。これには、原子力センターが原子炉や核燃料サイクル施設の分散立地よりも大きな、又は小さな環境に対する影響をもたらすか否かの評価も含む。
- (c) 国立公園、国有林、国立の野生保護地域及び国立の歴史的建造物を除く連邦政府の所有地その他公益のための利用が指定された所有地の利用の検討
- (4) 調査結果の報告書は、本法の施行日から 1 年以内に発表し、連邦議会及び環境諮問委員会に提出し、一般の利用に供しなければならない。また、委員会が望ましいと認める場合には、適宜、最新の報告書に更新するものとする。
- 報告書には、委員会による調査の結果に対する評価、結論及び勧告を記載するものとし、勧告には、原子炉その他の核燃料サイクルの要素、原子力センターの立地の可能性及び実現可能性に関する立法勧告も委員会が有するならばこれを含めるものとする。
- 委員会は、原子力センターの原子炉及び関連の核燃料サイクル施設の立地を促進する政策を、可能な限り採用する権限を有する。

#### 第 5848 条 事故報告書

委員会は、1954 年原子力法改正法、又は本法に基づいて許可を受け、若しくは規制を受けるあらゆる施設において又はこれに関連する施設で起きた、前会計年度のあらゆる事故について一覧できる年次報告書を連邦議会に提出しなければならない。

本条にいう事故とは、委員会が公衆の健康又は安全の観点から重要と決定する予期しない事

故又は出来事をいう。前文の規定は、委員会の決定を審査する裁判所の権限を制限するものではない。

各報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 各事故が発生した日付及び場所
- (2) 各事故の性格及びその予想される影響
- (3) 各事故の原因
- (4) 再発防止のために採られる措置

委員会は、本条の(1)及び(2)の情報に限り、事故情報を受理してから15日以内に、できるだけ速やかに公開しなければならない。(3)及び(4)の情報については、情報が得られ次第速やかに公開しなければならない。

#### 第 5849 条 その他の組織

(略)

#### 第 5850 条 未解決の安全性の問題に関する計画

委員会は、原子炉に関する未解決の安全性の問題を特定し分析する計画を策定しなくてはならない。また、これらの問題を是正するために必要な手段を講じなければならない。

この計画は、連邦議会に1978年1月1日までに提出しなければならない。その後の進捗報告は、委員会の年次報告書に記載するものとする。

#### 第 5851 条 内部告発職員の保護

(略)

#### 第 5853 条 法的手数料の払戻制限

(略)

#### 第 5877 条 報告書

(a)、(b) (略)

#### (c) 委員会の活動報告書

委員会は、会計年度終了後できるだけ速やかに、前会計年度の委員会の活動報告書を連邦議会に提出するため、大統領に提出しなければならない。報告書には、商用原子力発電の便益、費用及びリスクについて、委員会の短期及び長期の目標、優先順位並びに計画を明確に記載しなければならない。

報告書には、次の事項に関する委員会の活動及び認定に関する明確な記述を含むものとする。

- (1) 原子力発電所その他の許可を受けた施設の安全設計の保証
- (2) 原子力発電所その他の許可を受けた施設の事故及び欠陥の調査
- (3) 核燃料サイクルのあらゆる段階における特殊核物質の保障措置
- (4) 許可を受けた事業所における特殊核物質の盗難の疑い、その未遂又は既遂に関する調査及び当該事故に対処する緊急計画の策定
- (5) 原子力事業及び施設の許可による高レベル放射性廃棄物の安全な永久処分の保証
- (6) 許可を受けた原子力事業及び施設からの低レベル放射性廃棄物の放出による危険からの公衆の防護

#### 参考文献

・『1974年エネルギー機構改革法(仮訳)』(原子力メモ第7号) 科学技術庁原子力局, 1975.

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報課)